

水	下水道料金の減免	※追加
---	----------	-----

地震により被害を受けた公共下水道および農業集落排水施設使用者で、市の水道加入者の方は下水道料金の減免を受けられる場合があります。

○減免一覧

対象となる人	松橋、小川地区公共下水道使用者		松橋及び豊野（上巢林）地区の農業集落排水施設使用者
	市の水道のみの使用者で地震による水道の断水措置を受けた者	井戸水と水道を併用して水道の断水措置を受けた者	市の水道使用者で水道の断水措置を受けた者
減免の内容	平成28年5月請求分の使用料を基本料金のみとする	平成28年5月請求分の使用料は、水道使用水量を全量免除し、井戸水みの料金とする	平成28年5月請求分の使用料を2分の1減額とする

※熊本地震被災者支援制度の下水道料金減免対象は5月請求分のみとなります。

【お問い合わせ】

上下水道課 0964-32-1674（直通）
 0964-32-1111（内線 1273～1276）